

# 空調夏期契約

(選択約款)

2019年10月 1日実施

銚子瓦斯株式会社

目 次

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| 1. 目 的.....                        | 1 |
| 2. この選択約款の変更.....                  | 1 |
| 3. 用語の定義.....                      | 1 |
| 4. 適用条件.....                       | 2 |
| 5. 契約の締結.....                      | 2 |
| 6. 使用量の算定.....                     | 2 |
| 7. 料 金.....                        | 2 |
| 8. 単位料金の調整.....                    | 3 |
| 9. その他.....                        | 4 |
| 付 則                                |   |
| 1. 実施の期日.....                      | 5 |
| 2. 本選択約款の実施に経過措置.....              | 5 |
| (別 表)                              |   |
| 1. 適 用.....                        | 7 |
| 2. 運用区分.....                       | 7 |
| 3. 料金および消費税等相当額の算定方法.....          | 7 |
| 4. 料金表 1(空調夏期契約第一種)(消費税等相当額を含みます。) | 8 |
| 5. 料金表 2(空調夏期契約第二種)(消費税等相当額を含みます。) | 8 |
| 6. 料金表 3(空調夏期契約第三種)(消費税等相当額を含みます。) | 8 |

## 1. 目 的

この選択約款は、夏期の空調分野におけるガス利用の拡大により、負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

## 2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとの需給契約の内容は、変更後の選択約款によるものとし、(4)及び(5)のとおり、変更された契約条件の説明、書面の交付等を行います。
- (2) 当社は、ガス小売供給約款を変更した場合には、この選択約款を変更することがあります。
- (3) お客さまは、(1)、(2)に定めるこの選択約款の変更に関する異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (4) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(5)に定める場合を除きます。
  - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
  - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (5) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

## 3. 用語の定義

- (1) 「空調機器」とは、消費機器のうち、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- (2) 「契約使用可能量」とは、空調用熱源機の全定格入力(キロワット)を標準熱量(メガジュール)で除し、3. 6を乗じた値(小数点以下切り捨て)といたします。ただし、1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。
- (3) 「その他期」とは、4月使用分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)から11月使用分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)までをいいます。
- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた

値をいいます。

(6) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

#### 4. 適用条件

お客さまが、空調機器を使用し、空調機器のガスの使用量を計量する専用のガスメーターを設置する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

#### 5. 契約の締結

(1) お客さまは、適用する料金その他の供給条件を定めた空調夏期契約第一種、空調夏期契約第二種または空調夏期契約第三種のいずれかを契約していただきます。

(2) お客さまは、新たに選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、契約使用可能量を定めていただきます。

(3) 契約期間は次のとおりといたします。

① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。

② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。

③ 契約期間終了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

(4) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約またはガス小売供給約款への変更をされたお客さまが、同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません。(5)において同じ)。

(5) 当社は、本契約の契約期間満了前にこの選択約款の他の契約種別または他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

(6) 当社は、お客さまが当社とこの選択約款にもとづく他の契約の料金を、ガス小売供給約款に規定する支払期日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

#### 6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回の検針日および今回の検針日における空調機器専用ガスメーターの読みにより算定いたします。

#### 7. 料 金

(1) 当社は、料金の支払いが、支払い義務発生の日の翌日から起算して20日以内(以下「早収料金適用期間」といいます。)に行われる場合には、(2)により算定された料金(この場合の料金を以下「早収料金」といいます。(消費税等相当額を含みます。))を、早収料金適用期

間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたものを(以下「遅収料金」といいます。(消費税等相当額を含みます。))を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

- (2) 当社は、4月使用分(3月定例検針日の翌日から4月定例検針日まで)から11月使用分(10月定例検針日の翌日から11月定例検針日まで)までの期間については、空調夏期契約第一種には別表の料金表1を、空調夏期契約第二種には別表の料金表2を、空調夏期契約第三種には別表の料金表3を適用して、早収料金または遅収料金を算定し、12月使用分(11月定例検針日の翌日から12月定例検針日まで)から3月使用分(2月定例検針日の翌日から3月定例検針日まで)までの期間については、ガス小売供給約款に定める一般契約の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定します。

## 8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各科金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表3(4)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\begin{aligned} & \text{調整単位料金 (1立方メートルあたり)} \\ & = \text{基準単位料金} + 0.130 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\begin{aligned} & \text{調整単位料金 (1立方メートルあたり)} \\ & = \text{基準単位料金} - 0.130 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格(トンあたり)

63,800円

- ② 平均原料価格 (トンあたり)

別表3(4)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。))をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

$$\text{平均原料価格} = \text{トンあたりLPG平均価格} \times 1.0000$$

(備考)

トンあたりLPG平均価格は、当社の営業所に掲示いたします。

- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額と

いたします。

(算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上の場合

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満の場合

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

## 9. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

## 付 則

### 1. 実施の期日

この選択約款(以下「本選択約款」といいます。)は、2019年10月1日から実施いたします。

### 2. 本選択約款の実施に伴う経過措置

2019年9月30日以前から継続してガスをしていただいている場合、2019年10月中の定例検針までのガス料金は、旧税率(8%)を適用して算定するものといたします。

(別 表)

## 1. 適 用

料金算定期間の末日がその他期に属する料金について運用いたします。

## 2. 運用区分

料金表1 空調夏期契約第一種に適用いたします。

料金表2 空調夏期契約第二種に適用いたします。

料金表3 空調夏期契約第三種に適用いたします。

## 3. 料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合はその調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

イ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

ロ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

ハ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から当年3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

ニ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から当年4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

ホ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から当年5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

ヘ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から当年6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

ト 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から当年7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

チ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から当年8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- (5) 早収料金および遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定い



たします。(少数点以下の端数切り捨て)

① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

4. 料金表1(空調夏期契約第一種) (消費税等相当額を含みます。)

|            |                   |              |
|------------|-------------------|--------------|
| (1) 定額基本料金 | 1か月およびガスメーター1個につき | 104,940.00 円 |
|------------|-------------------|--------------|

|              |            |            |
|--------------|------------|------------|
| (2) 流量基本料金単価 | 1立方メートルにつき | 1,013.10 円 |
|--------------|------------|------------|

|            |            |          |
|------------|------------|----------|
| (3) 基準単位料金 | 1立方メートルにつき | 119.54 円 |
|------------|------------|----------|

(4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに8.の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

5. 料金表2(空調夏期契約第二種) (消費税等相当額を含みます。)

|            |                   |             |
|------------|-------------------|-------------|
| (1) 定額基本料金 | 1か月およびガスメーター1個につき | 12,210.00 円 |
|------------|-------------------|-------------|

|              |            |            |
|--------------|------------|------------|
| (2) 流量基本料金単価 | 1立方メートルにつき | 1,013.10 円 |
|--------------|------------|------------|

|            |            |          |
|------------|------------|----------|
| (3) 基準単位料金 | 1立方メートルにつき | 132.47 円 |
|------------|------------|----------|

(4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに8.の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

6. 料金表3(空調夏期契約第三種) (消費税等相当額を含みます。)

|            |                   |          |
|------------|-------------------|----------|
| (1) 定額基本料金 | 1か月およびガスメーター1個につき | 990.00 円 |
|------------|-------------------|----------|

|              |            |            |
|--------------|------------|------------|
| (2) 流量基本料金単価 | 1立方メートルにつき | 1,013.10 円 |
|--------------|------------|------------|

(3) 基準単位料金

|            |          |
|------------|----------|
| 1立方メートルにつき | 154.34 円 |
|------------|----------|

(4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに8.の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。